# 令和6年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得や控除の状況を、毎年申 告していただくものとなっております。

この申告は、「市民税・県民税の税額決定」及び「所得(非)課税証明書の交付」のほか、「国民健康保 険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定1、「各種福祉手当の受給判定1などを行うための必要 な資料になりますので、申告書の提出が必要な方につきましては、必ず申告ください。

令和6年度分 市民税・県民税につきましては、令和6年3月15日(金)が申告期限となりますの で、本紙を参考に期限内に申告していただきますようお願いいたします。

# ●申告書の提出が必要な方

- 1、令和6年1月1日現在蕨市に居住している方
- 2、蕨市に居住していない方で、令和6年1月1日現在、市内に事業所、事務所又は家屋敷を有する方

#### 次の方は申告書が送られてきても**提出の必要はありません**。

- (1) 税務署に対して令和5年分の所得税の確定申告をした方又はされる方
- (2)令和5年中の**収入が給与のみ**で、すべての勤務先から蕨市役所に<u>「給与支払報告書」が提出されている方</u>
- (3) 令和5年中の収入が公的年金等のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載の控除に関する情報に修正がな く、かつ生命保険料控除、医療費控除など源泉徴収票にない控除を受けない方
- (4) 蕨市に居住している方の扶養親族や同一生計配偶者の方
  - ※ただし、(4)に該当する場合においても、収入がある場合で(1)~(3)に該当しない方、所得金額が記載さ れた非課税証明が必要な方、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の加入者で各制度において申 告が必要とされた方につきましては、申告が必要となります。

# ●提出方法

## 市民税・県民税の申告は郵送での提出を推奨しております。

**同封の返信用封筒は、切手の貼付が不要**となっておりますので、申告会場への来場が不要となる郵送での 申告を、是非ご活用ください。また、申告書の作成については、申告書に直接記載するほか、蕨市公式ホーム ページより、申告書を作成できるようになりました。詳細は右記QRコードよりご確認ください。



※受付票や添付資料の返却を希望される場合は、「返送を希望する書類名を記載したメモ」及び「返送先の宛先を記載 した切手貼付済の返信用封筒|を必ず同封してください。切手貼付済の返信用封筒が同封されていない場合は、返 送することができませんので、ご留意ください。なお、マイナンバー記載の書類について返却を希望する場合は、 特定記録郵便で返却いたしますので、特定記録の加算料金(160円分)を加えた切手を貼付してください。

# 市民税・県民税申告の提出先 | 蕨市役所 税務課市民税係(同封の返信用封筒をご使用ください)

# ●申告受付会場(事前予約制)

申告書の提出は、**返信用封筒を使用した郵送での提出を推奨**しておりますが、対面での申告を希望される方を対象に 下記のとおり受付会場を開設いたします。会場は事前予約制となりますので、必ず事前に予約をしてご来場ください。

| 受付会場  | 開設期間   | 集合時間                                    | 受 付 内 容   |  |  |
|---|--|---|---|--|--|
| 藤市役所 (中央5丁目14番15号) 1階 多目的会議室 ※前年会場の蕨自治会館より変更になっています。ご注意ください。 ぷらっとわらび 南ルート ② 蕨市役所 東ルート ② 蕨市役所 西ルート (市民体育館先回り) ② 蕨市役所・歴史民俗資料館 | 2月16日(金)から<br>3月15日(金)まで<br>※土・日・祝日を除く<br>ただし、2月25日<br>の日曜日は開場い<br>たします。 | 午前9時から<br>12時まで<br>午後1時から<br>4時まで       | ○市民税·県民税申告受付<br>※所得税及び復興特別所得税の確<br>定申告等の会場ではありません。              |  |  |
| 東公民館 (塚越3丁目19番13号)<br>3階集会室<br>ぷらっとわらび<br>東ルート⑩東公民館   | 2月8日(木)<br>2月9日(金)   | 午前9時から<br>11時30分まで<br>午後1時30分から<br>4時まで | ○市民税·県民税申告受付<br>○関東信越税理士会西川口支部<br>の税理士による簡易な内容の<br>所得税の還付申告※の相談 |  |  |

※簡易な内容の所得税の還付申告とは、給与及び雑収入以外の収入がない令和5年分の確定申告(準確定申告、住宅借入金 等特別控除の1年目及び雑損控除があるものを除く)を指します。

### 〈スマートフォンやパソコンからの予約申込〉

# ★申込期間 2月1日休18時から3月13日休16時まで

※当日や翌日の予約は出来ません。2営業日以後分についてご予約 ください。





市民税, 県民税申告受付会場

#### ★予約方法

蕨市公式ホームページに予約申込専用ページを掲載いたしますので、**必ず事前にお申し込みください**。 詳細は右上の二次元コードを読み取りご確認ください。

※ご家族分など複数人の申告をまとめて行う場合は、来場される代表者のみ予約申込をしてください。

#### 〈窓口での予約申込〉

スマートフォン・パソコンで申込ができない方は、以下のとおり予約を受け付けております。

| 日時                                      | 受 付 窓 口                          | 受 付 時 間                 |  |  |  |  |  |
|---|----------------------------------|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 2月 2日金から<br>2月15日休まで                    | 蕨市役所2階 ⑤番窓口<br>税務課市民税係           | 午前9時から12時まで             |  |  |  |  |  |
| 2月16日金から<br>3月13日休まで                    | 蕨市役所 1 階 多目的会議室<br>市民税・県民税申告受付会場 | - 及び<br>- 午後 1 時から4 時まで |  |  |  |  |  |
| ※2月25日(日)を除き、土曜日・日曜日・祝日は窓口での予約申込はできません。 |                                  |                         |  |  |  |  |  |

<sup>※</sup>予約専用ダイヤルも設けております。詳細は広報わらび2月号の折り込みチラシをご覧ください。

#### 〈当日受付について〉

事前予約の結果、予約が定員に達していない場合のみ、当日の朝8時45分から各会場で該当する時間帯の整理券を配 付します。すべての集合時間が定員に達している場合は、申告受付会場にご来場いただいても当日受付することがで きませんので、必ず事前に予約をしてご来場ください。

#### 【会場の留意点】※必ずご確認ください

- ・会場は、事前予約もしくは整理券により指定された集合時間を 除き入場できません。ご理解とご協力をいただきますようお願 い申し上げます。
- ・近隣住民の方のご迷惑となりますので、午前8時30分より前に はご来場されないようにお願いいたします。
- ・予約をしていない方や、整理券をお持ちでない方の申告受付は できません。事前予約のご協力をお願いいたします。

#### 【市民税・県民税についてのお問い合わせ】

# 蕨市役所 税務課 市民税係 蕨市中央5丁目14番15号 電話 048-433-7707(直通)

※申告受付会場の開設期間は職員が不在となる ため、税務課通常窓口での申告相談、申告受付 は行っていません。

# ●所得税及び復興特別所得税の確定申告・還付申告等について

## 【もっと身近に もっと便利に スマホで申告!】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、ぜひスマホからご利用ください。 確定申告会場に出向かずに、ご自宅からスマホ申告をすることができます。

(こんなあなたはスマホ申告専用画面で作成できます!)

- ・年末調整が済んでいて、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税など)の申告をする方
- ・年末調整が済んでいない方
- ・2か所以上の給与所得がある方
- ・年金収入や副業等の雑所得がある方



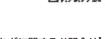
#### ◆確定申告会場のご案内

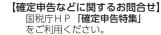
所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

| 開設期間(土曜、日曜、祝日を除く)           | 申 告 会 場                              | 相談受付時間       |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 2月16日金~3月15日金<br>※2月25日日は開設 | 西川口税務署 別館会議室 川口市西川口4-6-18 ※西川口税務署敷地内 | 午前8時30分~午後4時 |

#### ○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②当日配付(配布状況により、相談受付を終了する場合がありますので、1月9日(火)から申し込みを 開始するオンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)
- ※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。
- ※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。
- ※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁及び②英数字6~ 16桁)が分かるようにしてお越しください。
- ※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁HPなどで必要書類をご確認の 上、お越しください。
- ※1月4日(水)から2月15日(水)までの期間についても、同会場において申告相談を受け付けています。
- ※確定申告を行うと、ふるさと納税のワンストップ特例制度による控除は無効となります(確定申告に おいて、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。)。











国税庁 LINE

公式アカウント

# ③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

#### ⑬~⑭社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

令和5年中にあなたや生計を一にする配偶者・その他の親族が負担することとなっている社会保 |険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)や、あなたのiDeCoの掛金などで、あなたが支払 ったものがある場合は、この控除を受けることができます。該当する欄に金額を記載し、控除証 | 明書などを添付(蕨市への納付分を除く)してください。

|※配偶者他の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険税(料)や後期高齢者医療 保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

#### 15生命保険料控除

|新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、令和5年中にあなたが支払った保 | 険料がある場合には、この控除を受けることができます。控除証明書に表示された区分ごとに集 計し、該当する欄に金額を記載のうえ、控除証明書を添付してください。

#### 16地震保険料控除

損害保険契約等について、令和5年中にあなたが支払った地震保険等損害部分の保険料がある場 合には、この控除を受けることができます。控除証明書に表示された区分ごとに集計し、該当す る欄に金額を記載のうえ、控除証明書を添付してください。

#### ⑪寡婦控除、⑱ひとり親控除

令和5年中のあなたの合計所得金額が500万円以下で、次に該当する場合には、控除を受けるこ とができます。該当する項目を丸で囲んでください。扶養親族がいる場合は、四に必ずご記載く ださい。

ひとり親控除・・・現に婚姻しておらず、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる 一定の人がいない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子が いる方に該当する場合

寡 婦 控 除・・・ひとり親控除に当たらない方で、夫と死別(生死不明などを含む)した後 婚姻していない方又は夫と離別後婚姻していない方で合計所得金額が48万 円以下の子以外の扶養親族を有する方に該当する場合

あなたが令和5年12月31日時点で学生であって、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得以外の |所得金額が10万円以下の場合には、この控除を受けることができます。学校名を記載し、学生証 の写しなど在学を証明するものを添付してください。

#### 20障害者控除

令和5年12月31日時点で障害者であった場合には、この控除を受けることができます。該当する 障害区分を丸で囲み、等級等を記載のうえ、障害者手帳などの写し(介護保険制度による障害者 控除に該当する場合は、障害者控除対象者認定書)を添付してください。

※あなた以外の方が障害者控除を受ける場合は、②~②にご記載ください。

#### ②医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者・その他の親族のために令和5年中に支払った医療費が、一定の 金額以上ある場合には、この控除を受けることができます。ご自身で医療費控除の明細書(同封 の黄色いチラシの裏面)を作成し、添付してください。

※医療費の領収書・明細書などの添付は不要です。

#### 「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者 その他の親族のために令和5年中に支払った特定の医薬品の購入費が12.000円を超える場合には、 この特例を受けることができます。「□セルフ」にチェックし、特例の明細書(市ホームページから印 |刷可) を添付してください。なお、この特例を受ける場合は、通常の医療費控除を受けることはでき しません。

#### ②~②配偶者控除・配偶者特別控除

令和5年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計を一にする配偶者の合計所 得金額が48万円以下の場合には、配偶者控除(48万円超から133万円以下の場合は配偶者特別控 除)を受けることができます。また、あなたの合計所得金額が1,000万円超である場合は、配偶 者控除及び配偶者特別控除を受けられませんが、配偶者控除の対象者が障害者であった場合に は、障害者控除を受けることができます。

※配偶者が障害者の場合には、⑳を参照の上で記載し、必要書類を添付してください。 ※夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

#### ②扶養控除(16歳未満の扶養親族も含む)

あなたと生計を一にする扶養親族のうち、令和5年12月31日現在の年齢が16歳以上かつ合計所得金 額が48万円以下の場合には、この控除を受けることができます。ただし、16歳未満の扶養親族につ いても、非課税判定、ひとり親控除、寡婦控除の適用等に影響があるため、忘れずにご記載くださ い。なお、扶養親族がいない場合には、「扶養者はいません」にチェックをしてください。 |※対象の扶養親族が障害者の場合には、⑳を参照の上で記載し、必要書類を添付してください。

#### 雑損控除(申告書裏面121)

災害、盗難又は横領などにより、住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連の支出があるとき は、雑損控除の対象となりますので、関連する資料の写しを添付してください。

#### 〈②~②の注意点〉

同一人を複数の方が扶養親族等とすることはできません。扶養親族等の有無は、令和5年12月31 日時点で判断します(年の途中で亡くなった場合は亡くなった時点)。別居の方を扶養親族等と **する場合は、併せて申告書裏面囮も記載してください**。国外に扶養親族等がいる場合は、その方 ごとに親族関係書類(親族であることを証明するもの)及び送金関係書類(外国送金依頼書の控 え又はクレジットカードの利用明細書)の添付(外国語で作成されている場合は、翻訳文も含 む)が必要です。複数人分をまとめて送金している場合は、送金関係書類に記載のある扶養親族 以外の扶養控除を受けることはできません。

# 令和6年度分 市民税・県民税申告書の書き方

申告書は太線の中のみ黒色系ボールペンで記載してください。

令和6年度分 市民税・県民税申告書 (ବ和5年1月か5 ବ和 藤理番号

<sup>令和6年1月1日</sup> 中央5丁目14番15号 現在の住所

申告書の裏面については、申告書と一体となっている受付票の裏面に書き方があります。

業種7け勝業



|   | 党 1         | 寸 印          |                                       | 現住所  | 同上<br>世帯主の氏名<br>本人 |              |              |                 |                   |              |          |                  |            |                 |                      |           |   |
|---|-------------|--------------|---------------------------------------|--|--------------------|--------------|--------------|-----------------|-------------------|--------------|----------|------------------|------------|-----------------|----------------------|-----------|---|
|   |             |              | /                                     | フリガナ   |                    | ワラビ          | 9١           | ロウ              |                   |              |          |                  | 続          | 柄               |                      | 月日        |   |
| ``  | *****       |              | /<br>                                 | 氏 名  |                    | 蕨            | 太            | 郎               |                   |              |          | 1                | 世帯         | 主               | 大學 30                | .10 . 1   |   |
| 提出年月                                      | l 日         | 厥            | 市長様                                   | 個人番号   | 1                  | 2   3        | 4            | 5               | 6   7             | 8   8        | )   (    | ) <sub> </sub> 1 | 1   2      | 電話              | 新号 048 - 43          | 33 - 7707 |   |
| 年   | -           | <sup>月</sup> | 20                                    | 代理申告   |                    |              |              |                 |                   | ·            |          | 続柄               | ·          |                 | □番号確認<br>□身元確認       |           |   |
|   | _           | _            |                                       | <u>'</u><br>いれる金額に関 <sup>-</sup>                 | オスコ                | <b>■■■</b>   |              |                 |                   | ×+           | ·始のi     | <del>ከ</del> /ንፌ | (記載)       | フト <del>-</del> | <b></b><br>ない(網掛けの欄は | ・記載不亜です)  |   |
| 2 17/11                                   | <b>寺</b> 刀' | りた           |                                       | <b>アイレる 立                                   </b> | 9 ବ=               | 尹垻           | 专机           | った保険            | 和                 | ¬ Ё̂         |          |                  |            |                 | といく可は上にノリカ州利は        | ・記戦小女で9)  |   |
| (13)~(14)                                 |             | 316 .0       | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 国民健康保険   |                    |              | ~~           |                 | 260,000           | <b>9</b>     | 事        | -                | 業等         | ア               |                      |           |   |
| 社会保険                                      | 斗控除         | . 記録         | 改されてい                                 | 介護保険   |                    |              |              |                 | 50,000            | <del>၂</del> | 業        | 農                | 業          | イ               |                      |           |   |
| 小規模企                                      |             |              | ・保険料の                                 | 後期高齢者医療保   | 険                  |              |              |                 | F                 | 7            | 不        | 動                | 産          | ゥ               |                      |           |   |
| 等掛金哲                                      | FFF.        | _            | 計 額                                   | 四八十五八 正志能がく                                      |                    |              |              |                 | 265,000           | - 1 -        | 利        |                  | 子          | -               |                      |           |   |
|   |             | 源:           |                                       | こ記載された保険料の合<br>新生命保険料の計                          | 計額                 |              | 旧生命任         | 呆険料の言           | 5,000             | -11          | ' L.     |                  |            | エ               |                      |           |   |
|   |             |              |                                       | 96,0   | 00 🖂               |              | 11-1-12-19-1 |                 | 120,000           | 収            | 配        |                  | 当          | オ               |                      |           |   |
|   |             |              | 新                                     | 個人年金保険料の計  | 00 13              | IH           | 個人年金         | 金保険料の           |                   | ל∐ג          | 給        |                  | 与          | カ               | 2.5                  | 500,000   |   |
| (15)生命保                                   | 負料控制        | <b></b>      |                                       | 48,0   | 00 円               |              |              |                 | F                 | ш            | -        | 7.44             | he A Me    | 4               |                      |           |   |
|   |             |              | 3                                     | ↑護医療保険料の計  |                    |              |              |                 |                   | 金            |          |                  | 年金等        | キ               | 1,0                  | 560,000   |   |
|   |             | -            |                                       | 地震保険料の計  | 円                  | 100          | E.棚 B.       | <b>事保険料</b> の   | N#F               | 額            | 雑        | 業                | 務          | ク               |                      |           |   |
| 16地震保                                     | 負料控制        | <b>*</b>     |                                       | 12,0   | 00 m               |              | LC 9011MT    | 5 DKPKTTV       |                   | 等            |          | 7 (              | の他         | ケ               |                      |           |   |
| 本   | (17) F      | ]寡婦          | 控除                                    | 12,0   | _                  | l<br>测□勤労学生打 | 空除           |                 | - 1               | 11,3         |          | 短                | 期          | コ               | (特別控除後の金額)           |           |   |
| 人該  |             |              |                                       | 明 [離 婚] [未帰還]                                    | "                  | (学校名)        |              |                 |                   | Ш            | 総合譲渡     | -                |            |                 | (特別控除後の金額)           |           |   |
| 本人該当区分                                    | 18          | ひと           | り親控除                                  |  | 20                 | )□障害者控       | 余            |                 | ii                | ı,           | 渡        | 長                | 期          | サ               |                      |           |   |
| 分   | (列          | 3別           | 生死不明                                  | 離婚 未帰還 未   | 婚                  | 身体」「精        |              |                 | 度                 |              | -        |                  | 時          | シ               | (特別控除後の金額)           |           |   |
| ②医療                                       | 事控隊         |              |                                       | 支払った医療費等   | <u> </u>           |              | 定などで         | 補塡され            |                   |              | 事        | 一份 :             | 業等         | (I)             |                      |           |   |
|   | 4.4.4.17.   |              | セルフ                                   | 256,0  | 000 1 3            |              |              |                 | 120,000           |              | '        |                  |            |                 |                      |           |   |
| (2)~(3)                                   |             | W1           | フリガナ                                  | ワラビ ハナコ  |                    | 障害の程度        | 身体           | 青神 療            |                   |              | 業        | 農                | 業          | 2               |                      |           |   |
| 配偶者                                       | 控除.         | . I Iba I    | 氏 名                                   | 蕨 花子   |                    | 配偶者の合計所      | <b>斤得金額</b>  |                 | 0                 | H            | 不        | 動                | 産          | 3               |                      |           |   |
| 配偶者特別同一生計                                 |             | .   者        | 生年月日                                  | <b>⋒</b> ₩ ♠ 00 0                                | 4                  | 該当部分を囲んでくださ  | 丸で           | (同居)            | 別居 国外             | <b>1</b> 1_  | 利        |                  | 子          | (4)             |                      |           | / |
| 191 - 35.01                               | HL IPI 1    | . —          |                                       | · ∰· 平· ∲ 33 · 9<br>  3   4   5   6   7   ¦      |                    |              |              |                 | 生計配偶者<br>象配偶者を除く。 | _   2        | <b>-</b> |                  | •          |                 |                      |           |   |
|   |             |              | 氏 名                                   | ・ 生 年 月 日  | 0   9              | 続柄           | <b>3</b> 障   | - (控除対<br>: 害 の |                   | ≟   所        | 配        |                  | 当          | (5)             |                      |           |   |
|   |             | フリガ          | ナワラビ                                  |  |                    | 7            | 身体           |                 | ál á              | 。┃┃得         | 給        |                  | 与          | 6               |                      |           |   |
|   | ,           |              | 蕨                                     | 太  |                    | 子            | 精神療育         |                 | 度                 |              |          | 公的:              | 年金等        | (7)             |                      |           |   |
|   | 1           | 大·           | <b>®</b> · ∓ ·                        |  |                    | 該当部分         |              | 囲んでく            | ださい ↓             | ш.           |          | -49/-            | ヹ゚ゕ        | (8)             |                      |           |   |
|   |             | 人番号          | 0 7                                   | 5   6   7   8   9                                | 0   1              | 2   3   4    | <b>6</b> B   | [別居] [          | 国外 年少             | 額            | 雑        | 業                | 務          | -               |                      |           |   |
| (24)                                      |             | フリガ          | ナワラビ                                  | •  |                    |              | 身体           |                 | il                | B            |          | そ(               | の他         | 9               |                      |           |   |
|   | 2           |              | 蕨                                     | 花  |                    | 子            | 精神療育         |                 | 度                 |              |          | 合<br>(⑦+(        | 計<br>(8+9) | 10              |                      |           |   |
| 未 養                                       | ľL          | 大·           | 昭 ⋅ ④・                                | 令 3 · 6 · 30                                     |                    | 該当部分         |              | 囲んでく            | ださい ↓             |              | 200      |                  | ·一時        | (11)            |                      |           |   |
| 16歳未満の場合は                                 | 個           | 人番号          | 4   5                                 | 16   7   8   9   0                               | 1   2              | 3   4   5    | 同居           |                 | 国外 年少             |              |          | コ百枚が久            |            |                 |                      |           |   |
|   | F           | フリガ          | ナワラビ                                  | ハジメ  |                    |              | <b>(P)</b>   |                 | _ @               | ╗┖           | 合        |                  | 計          | 12              |                      |           |   |
| 年 16 歳                                    |             |              | 蕨                                     | _  |                    | 孫            | 精神療育         |                 | 2                 | 2            |          |                  |            |                 |                      |           |   |
| 一を推                                       |             | 大·           |                                       |  |                    | 該当部分         |              | 囲んでく            | ださい ↓             |              | 4A 1-    | pt               | 46 1       | . A.L.          | • 15 9 ST AD NO 14   | (Atrob    |   |
| 歩。 <br>  歩。  を丸で囲んでください。<br>  歳未満の扶養親族も含む | 個           | 人番号          | 5   6                                 | 7   8   9   0   1                                | 2   3              |              |              |                 |                   | 4            |          |                  |            |                 | 【係る所得以外<br>『幸士港の去け   |           |   |
| 四んで報                                      | F           | フリガ          | ナ                                     |  |                    |              | 身体           |                 | á á               |              |          |                  |            |                 | 5歳未満の方は<br>5税の納税方法   |           |   |
| くだが                                       |             |              |                                       |  |                    |              | 精神療育         |                 | 月                 |              | _        |                  |            |                 |                      | _         |   |
| さい。含れ                                     | 4           | 大            | 昭・平・                                  | 令  |                    | 該当部分         |              | 囲んでく            | ださい ↓             |              |          |                  |            |                 | (特別徴収)               |           |   |
| , 5                                       | 個           | 人番号          | -<br>7                                |  | ī                  |              | T            | [別居] [          |                   |              |          | 自分               | で納付        | 寸(普             | 「通徴収)                |           |   |
|   | H-          | フリガ          | +                                     |  |                    | <del></del>  | (食林)         |                 |                   | ┪            |          |                  |            |                 |                      |           |   |

# 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度より年齢が30歳以上70歳未満(※)の国外居住親族は扶養控除等の適用対象か ら除外されます。ただし、以下のいずれかの条件に該当する場合は扶養控除等の適用対 象になります。

」 扶養者はいません。 (該当の場合、左の□に「✓」を記入してください。) ※別居の扶養親族等がいる場合には裏面 **13** に氏名及び住所を記載してください。

該当部分を丸で囲んでください ↓

(受付)

(入力)

(確認)

|   | 添付または提示が必要な書類(〇があるものが必要) |                          |   |                       |  |  |  |
|---|--------------------------|--------------------------|---|-----------------------|--|--|--|
| 対象者   | 親族関係<br>書類               | 送金関係<br>書類               | その他の必要書類  | 日本語訳                  |  |  |  |
| 1. 留学により国外居住になった者   | 0                        | 0                        | ○<br>「外国政府又は外国の地方公共団<br>体が発行した留学の在留資格に相<br>当する資格をもって在留者である<br>ことを証する書類」 | O<br>左記の各書類<br>が外国語で書 |  |  |  |
| 2. 障がい者   | 0                        | 0                        | _   | かれている場                |  |  |  |
| 3. 扶養控除の申告をおこなった納<br>税義務者から前年中に生活費又<br>は教育費に充てるための支払い<br>を38万以上受けている者 | 0                        | O<br>親族ごとに<br>38万円<br>以上 | -   | 合は日本語訳<br>が必要         |  |  |  |

※年齢は前年の12月31日現在で判定

| L                 | 」以八亚银守、辽川守亚银  |
|-------------------|---|
| ア、①               | 販売業・製造業・卸売業・飲食業・サービス業などの営業から生じる所得。※申告書の裏面 6 に必要事項を記載し、収支            |
| 営 業 等             | 内訳書を添付してください。   |
| 1.2               | 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などから生じ   |
| 農業                | る所得。※申告書の裏面 <b>6</b> に必要事項を記載し、収支内訳書<br>を添付してください。                  |
| ウ、③               | 建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存す  |
| 不動産               | る権利等から生ずる所得 (家賃・貸間代・地代・権利金・<br>更新料・名義書換料等)。※申告書の裏面 6に必要事項を記         |
| _                 | 載し、収支内訳書を添付してください。  |
| <b>エ、④</b><br>利 子 | 日本国外の銀行等に預けた預金の利子等で、源泉分離課税の<br>対象とならない利子などの所得。                      |
| オ、⑤               | 株式配当・剰余金の分配(出資に係るものに限る)などの  |
| 配当                | 所得。※申告書の裏面7に必要事項を記載してください。  |
| カ                 | 給与・賃金及び賞与などの所得。<br>  ※1.1年間の合計額を「カ」の欄に記載し、各支払者ごと                    |
| 給 与               | の金額等を申告書裏面の『5部 給与所得の内訳』欄に記載   |
| ※⑥には記載不要<br>です。   | してください。<br>※2. 所得金額を証明する書類の写しを添付してください。                             |
|                   | ○公的年金…国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年  |
|                   | 金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得(遺族<br>年金・障害年金は除きます)。公的年金等の収入金額「キ」           |
| キ、ク、ケ、            | 中並・障害中並は除さます)。公的中並寺の収入並領「ヤ」<br>  に金額を記載してください。                      |
| 8、9 雑             | ○業務…原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用<br>した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所           |
| ※⑦、⑩には記載          | 得。裏面の <b>8</b> に必要事項を記載してください。                                      |
| 不要です。             | ○その他…生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの<br>上記以外のものによる所得。裏面の <b>8</b> に必要事項を記載し |
|                   | 上記以外のものによる所待。表面の <b>回</b> に必安争項を記載してください。                           |
| コ、サ               | 車両、機械、ゴルフ会員権、特許権、著作権など、土地や建   |
| 総合譲渡<br>※⑪には記載不要  | 物以外の資産の譲渡による所得。資産の所有期間 (5年以下か、5年を超えるか) により短期・長期に分かれています。            |
| です。               | ※申告書裏面 <b>回</b> に必要事項を記載してください。                                     |
| シー時               | 懸賞当せん金、競輪、競馬などの払戻金、生命保険の一時<br>金、損害保険の満期返戻金などの一時的な所得。申告書裏面           |
| ※⑪には記載不要<br>です。   | 並、損害休険の個別返戻並などの一時的な所得。申音書裏面<br>■ □ に必要事項を記載してください。                  |
| ⑫合計               | この欄は市で使用する欄ですので記載不要です。  |
|                   |   |

① 収入全額等 ② 所得全額

# 4 徴収方法

市民税・県民税が給与から差し引かれる方で、給与・公的年金等に係る所得 以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得があ る場合、それに対する市民税・県民税の納税方法が選択できます。希望の方 法をチェックしてください。

#### 〈参考〉給与所得控除後の給与等の金額の計算表

| 給与の収入金額                   | 給与所得控除後の給与等の金額     |                      |  |  |  |  |
|---------------------------|--------------------|----------------------|--|--|--|--|
| 550,999 円以下               | 0円                 |                      |  |  |  |  |
| 551,000 円 ~ 1,618,999 円   | - 550,000 円        |                      |  |  |  |  |
| 1,619,000 円 ~ 1,619,999 円 |                    | 1,069,000 円          |  |  |  |  |
| 1,620,000 円 ~ 1,621,999 円 |                    | 1,070,000 円          |  |  |  |  |
| 1,622,000 円 ~ 1,623,999 円 | 1,072,000 円        |                      |  |  |  |  |
| 1,624,000 円 ~ 1,627,999 円 |                    | 1,074,000 円          |  |  |  |  |
| 1,628,000 円 ~ 1,799,999 円 | 年収÷4               | 左の金額×2.4 + 100,000 円 |  |  |  |  |
| 1,800,000 円 ~ 3,599,999 円 | (千円未満              | 左の金額×2.8 - 80,000円   |  |  |  |  |
| 3,600,000 円 ~ 6,599,999 円 | 切捨て)               | 左の金額×3.2 - 440,000 円 |  |  |  |  |
| 6,600,000 円 ~ 8,499,999 円 | ×0.9 - 1,100,000 円 |                      |  |  |  |  |
| 8,500,000 円以上             | - 1,950,000 円      |                      |  |  |  |  |

#### 〈参老〉公的在全等の雑所得の計算表

| (多名) 公时中面等仍相别待仍可算农          |                         |                             |                       |                     |  |  |  |  |
|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------|--|--|--|--|
|                             |                         | 公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額 |                       |                     |  |  |  |  |
| 年齢                          | 公的年金等の収入金額              | 1,000万円以下                   | 1,000万円超<br>2,000万円以下 | 2,000万円超            |  |  |  |  |
|                             | 1,299,999円以下            | - 600,000円                  | - 500,000円            | - 400,000円          |  |  |  |  |
| 65歳未満の方                     | 1,300,000円 ~ 4,099,999円 | ×0.75 - 275,000円            | ×0.75 - 175,000円      | × 0.75 - 75,000円    |  |  |  |  |
| (昭和34年<br>1月2日以後に<br>生まれた方) | 4,100,000円 ~ 7,699,999円 | ×0.85 - 685,000円            | ×0.85 - 585,000円      | × 0.85 - 485,000円   |  |  |  |  |
|                             | 7,700,000円 ~ 9,999,999円 | ×0.95-1,455,000円            | × 0.95 - 1,355,000円   | × 0.95 – 1,255,000円 |  |  |  |  |
| 工 3 40/2/3/                 | 10,000,000円以上           | - 1,955,000円                | - 1,855,000円          | - 1,755,000円        |  |  |  |  |
|                             | 3,299,999円以下            | - 1,100,000円                | - 1,000,000円          | -900,000円           |  |  |  |  |
| 65歳以上の方                     | 3,300,000円 ~ 4,099,999円 | ×0.75 - 275,000円            | ×0.75 - 175,000円      | ×0.75 - 75,000円     |  |  |  |  |
| (昭和34年                      | 4,100,000円 ~ 7,699,999円 | ×0.85 - 685,000円            | ×0.85 - 585,000円      | × 0.85 - 485,000円   |  |  |  |  |
| 1月1日以前に  <br>  生まれた方)       | 7,700,000円 ~ 9,999,999円 | ×0.95 - 1,455,000円          | × 0.95 - 1,355,000円   | × 0.95 - 1,255,000円 |  |  |  |  |
| エムルバング)                     | 10,000,000円以上           | - 1,955,000円                | - 1,855,000円          | - 1,755,000円        |  |  |  |  |